

議案第 25 号ないし議案第 30 号に対する附帯決議（案）

地方自治法及び同法施行令、大阪広域環境施設組合財産条例の規定に基づく重要な契約に関する議会の議決については、長が有する契約締結権を行使する前提条件であるとされている。

したがって、今回提出された議会に対して追認を求める契約締結については、議会の重要な権限である「議決権」をないがしろにしたものであり、違法な契約であると言わざるを得ない。

コンプライアンス、法令遵守が強く求められているなか、起こるはずのない事案が判明したことに関して、理事者に対し猛省を促すものである。

組合議会としては、法令上瑕疵ある契約となっている事態は看過できず、苦渋の判断としてこれらを認めざるを得ないが、二度とこのようなことを起こさないために、大阪広域環境施設組合の契約事務及び監査のチェック体制の総点検を早急に行うよう強く求めるものである。